

証券コード 4425

2021年6月9日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目10番15号

K u d a n株式会社

代表取締役 大野智弘

第7期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第7期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請される状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、可能な限り、本株主総会につきましては株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
「新宿ファーストウエスト」 3階

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項 1. 第7期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類の監査結果報告の件
 2. 第7期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

- 決 議 事 項 第1号議案 資本金の額の減少及び剰余金の処分の件
 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://kudanir.com/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
3. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正をすべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://kudanir.com/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
4. 株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
5. 新型コロナウイルスに関するお知らせ
新型コロナウイルスの感染の可能性が懸念されております。
本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第 1 号議案 資本金の額の減少及び剰余金の処分の件

当社は、現在生じている繰越利益剰余金の欠損を填補し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、資本金の減少及び剰余金の処分を行いたいと存じます。

具体的には、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、これをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、繰越利益剰余金の欠損填補に充当することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、発行済株式総数を変更することなく、資本金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。

また、資本金の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理に関するものであり、当社の純資産額及び発行済株式総数には変更はございませんので、1株当たり純資産額に変更が生じるものでもございません。

1. 資本金の額の減少の内容

資本金の額を1,610,355,739円減少し、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

2. 剰余金の処分の内容

上記1. の資本金の額の減少の効力発生を条件として、その他資本剰余金1,610,355,739円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当するものであります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 1,610,355,739円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,610,355,739円

3. 資本金の額の減少及び剰余金の処分の効力発生日

2021年8月1日

第 2 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営陣の充実強化を図るため1名増員し、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	おおの ともひろ 大野 智弘 (1969年11月22日)	1993年6月 アンダーセン・コンサル テイング東京事務所（現 アクセンチュア株式会 社） 入社 2000年5月 Andersen Consulting UK （現Accenture UK） 転籍 2002年3月 SN Systems Limited（英 国） 入社 2005年4月 株式会社S Nシステムズ 代表取締役就任 2006年5月 Zen United Limited（英 国）設立 取締役 2011年1月 KAYAC EUROPE LIMITED （現 Kudan Limited） 設 立 代表取締役（現任） 2014年11月 当社 設立 取締役 2014年12月 当社 代表取締役（現 任）	3,039,200株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
2	こう だいう 項 大雨 (1984年 8 月 30 日)	2009年 4 月 トヨタ自動車株式会社 入社 2014年 9 月 マッキンゼー・アンド・ カンパニー東京支社 入 社 2016年11月 当社 入社 2017年 7 月 当社 取締役COO就任 2020年 7 月 Arteisense Corporation 取締役CEO就任 (現任) 2020年11月 当社 代表取締役CEO就 任 (現任)	29,800株
3	い い づ か けん 飯塚 健 (1980年11月 3 日)	2005年12月 新日本監査法人 (現 EY 新日本有限責任監査法 人) 入所 2015年 6 月 当社 取締役CFO就任 (現 任) 2019年 9 月 K u d a n F u n d s 株式会社 (現 K u d a n V i s i o n株式会 社) 代表取締役就任 (現 任)	82,200株
※ 4	しばた ゆうすけ 柴田 裕亮 (1982年 8 月 5 日)	2005年 3 月 監 査 法 人 ト ー マ ツ (現 有限責任監査法人トーマ ツ) 入所 2010年 9 月 野村證券株式会社出向 2015年 5 月 株式会社エボラブルアジ ア (現 株式会社エアト リ) 取締役CFO就任 2019年 1 月 株式会社エボラブルアジ ア (現 株式会社エアト リ) 代表取締役CFO就 任 2020年 1 月 株式会社エアトリ 代表 取締役社長 兼 CFO 就 任 (現任)	-

- (注) 1. ※印は新任の取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者であります。
2. 項大雨氏は、当社の持分法適用関連会社であるArtisense Corporationの取締役CEOを務めており、当社と同社との間では、ソフトウェアの開発及び販売に係る業務委託等の取引がありますが、取締役会の承認その他の適切な手続を経て行っております。
3. その他の各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 柴田裕亮氏は、社外取締役候補者であります。なお、柴田裕亮氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。
5. 柴田裕亮氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する高度な知見を有しており、上場会社の財務執行責任者としての豊富な経験を有しており、財務及び会計の知見並びに企業経営に関する経験を当社取締役会におけるモニタリングに活かし、当社経営の意思決定の健全性の確保・経営監督の強化のために有益なご意見や率直なご指摘を行っていただく役割を果たしていただくことが期待できるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
6. 当社は、柴田裕亮氏の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者の業務遂行に関して提起された損害賠償請求による損害（争訟費用を含みます。）を、当該保険契約により填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び当社の子会社の全ての取締役であり、全ての被保険者の保険料を当社が全額負担しております。各候補者のうち大野智弘氏、項大雨氏及び飯塚健氏は、当該保険契約の被保険者となっており、また、各候補者が取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期中に更新することを予定しております。

第 3 号議案 監査等委員である取締役 2 名選任の件

監査等委員である取締役の小栗久典氏、鎌田寛之氏及び村井孝行氏の 3 名は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、当社の監査体制の現況等に鑑み、監査の実効性を引き続き確保できると判断したため、監査等委員である取締役を 1 名減員の 3 名体制とし、監査等委員である取締役 2 名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	むらい たかゆき 村井 孝行 (1981年 8 月 3 日)	2007年 1 月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ) 入所 2001年10月 株式会社MID ストラクチャーズ 入社 2013年11月 株式会社MIDベンチャーキャピタル 代表取締役(現任) 2015年 6 月 当社 監査等委員である取締役(現任)	-
2	おぐり ひさのり 小栗 久典 (1969年 9 月 8 日)	1992年 4 月 株式会社東芝 入社 2001年10月 竹田稔法律事務所 入所 2010年 1 月 外国法共同事務所ジョーンズ・デイ法律事務所 入所 2012年 4 月 内田・鮫島法律事務所(現弁護士法人内田・鮫島法律事務所) 入所 2014年 1 月 同 事 務 所 パートナー(現任) 2017年 3 月 当社 社外監査役就任 2018年 4 月 株式会社ハウテレビジョン 監査役(現任) 2019年 6 月 当社 監査等委員である取締役(現任)	-

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 村井孝行氏及び小栗久典氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、現在、村井孝行氏及び小栗久典氏の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、引き続き独立役員とする予定です。
3. 村井孝行氏は、公認会計士及び税理士としての財務及び会計に関する高度な知見を有しており、その知識経験に基づき、コンプライアンス、リスク管理及び内部統制に関して、当社経営に対して中立的な立場からの助言を行うとともに、偏りのない経営の監督・監視を行っていただく役割を果たしていただくことが期待できるものと判断し、社外取締役（監査等委員）候補者として選任をお願いするものであります。なお、村井孝行氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であるところ、その在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 小栗久典氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業の経営に関与された経験はありませんが、弁護士及び弁理士としての高度な人格と法務・知的財産に関する専門的知識を有しており、当社経営に対して中立的な立場からの助言を行うとともに、偏りのない経営の監督・監視を行っていただく役割を果たしていただくことが期待できるものと判断し、社外取締役（監査等委員）候補者として選任をお願いするものであります。なお、小栗久典氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であるところ、その在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、各候補者との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。各候補者の選任が承認された場合は、各候補者との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者の業務遂行に関して提起された損害賠償請求による損害（争訟費用を含みます。）を、当該保険契約により填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び当社の子会社の全ての取締役であり、全ての被保険者の保険料を当社が全額負担しております。各候補者は、当該保険契約の被保険者となっており、また、各候補者が取締役を選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期中に更新することを予定しております。

以上

事業報告

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、機械（コンピュータやロボット）の「眼」に相当するAP(人工知覚)のアルゴリズムを専門とするDeep Tech（深層技術）の研究開発を行っております。AP(人工知覚)は機械の「脳」に相当するAI(人工知能)と並んで相互補完するDeep Tech（深層技術）として、機械を自律的に機能する方向に進化させる技術であります。さらにAI(人工知能)やIoT（Internet of Things）との技術融合に向けたMachine Perception（機械知覚）、Deep Perception（深層知覚）及びNeutral Perception Network（知覚ニュートラルネットワーク）に関する研究開発も進めており、今後幅広い産業での応用と普及を見込んでおります。

このような状況下、当社グループは、AP(人工知覚)の基幹技術の一つであるSLAMの独自開発を続けており、AI(人工知能)やIoT（Internet of Things）との技術融合に向けたMachine Perception（機械知覚）、Deep Perception（深層知覚）及びNeural Perception Network（知覚ニューラルネットワーク）に関する研究開発も進めてまいりました。半導体メーカーや技術商社・インテグレータを含む国内外の先端技術企業との提携の拡大もあり、ToFセンサーとのセンサーフュージョン等、SLAMをソフトウェアライセンス化した更なるアルゴリズム性能の高度化・機能向上に加えて、新しいソフトウェア技術としてLiDAR SLAMの提供を開始するなど、販売チャンネルと技術ラインナップの拡大は順調に進捗しております。

2020年11月には、グローバルにおける機動的な執行体制及びDeep Tech（深層技術）投資を中心とした中長期とSLAM商用化ライセンス拡大に向けた短期の2軸における経営体制を更に強化するため、複数代表取締役体制へと移行いたしました。すなわち、当社取締役COOであった項大雨が代表取締役CEOに就任、当社グループの事業経営を統括し、創業者である代表取締役大野智弘は、創業メンバーである当社CTO John Williamsと共に短期的な商用化ライセンス拡大に加えて、中長期における非連続的な成長に向けてのM&Aを含むDeep Tech（深層技術）の強化及び同領域の拡大を担当することとなりました。また、代表取締役CEOである項大雨が当社グループ会社独ミュンヘン工科大学発コンピュータビジョン企業Artisense Corporation（本社：米国カリフォルニア州、以下、「アーティセンス社」といいます。）の取締役CEOを兼任することにより、Kudan SLAMとは異なるDirect Visual SLAMという別アプローチによる次世代アルゴリズムに加えて、Gaussian-Newton net（GN-Net）と呼ばれる深層学習との融合技術を強みとするアーティセンス社と

のグループ一体としての技術連携を加速し、アルゴリズム性能の更なる向上の実現を図るほか、より高度な技術応用と市場の開拓・拡大を目指してまいりました。

市場の成長性が極めて高い自動運転領域、モバイルセンサー領域、デジタルマップ領域や、一度採用されることで技術が広範囲かつ爆発的に拡散されることが見込まれる半導体・センサー領域を中心に事業開発のターゲット先の大型化・集中を引き続き徹底すると共に、アーティセンス社との連携を含むグローバルでの顧客基盤の拡大やDeep Tech投資の案件リサーチの拡充を継続してまいりました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響やアーティセンス社の新技術の提供開始の遅れにより、案件の予算縮小・凍結や遅延が生じ、当社との共同案件を含むアーティセンス社の直近連結会計年度（2020年12月期）の売上高拡大の遅延が生じたこと、また現在市況は回復基調にあるものの、新型コロナウイルス感染症の影響が継続し今後の一層の市況回復に不確実性が伴うことから、アーティセンス社への投資有価証券及び貸付金に対し評価減が発生しました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高127,864千円、営業損失は451,171千円、経常損失は1,575,840千円、親会社株主に帰属する当期純損失は1,608,900千円となりました。

(2) 資金調達の状況

当社は、2020年6月5日にメルルリンチ日本証券株式会社に対する第三者割当ての方法により第11回新株予約権（行使価額修正条項付）を発行し、当該新株予約権の行使により、総額で2,210,586千円の資金調達を行いました。

(3) 重要な設備投資の状況

該当事項はありません。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2020年7月1日付で、アーティセンス社の普通株式2,686,996株（議決権の数：2,686,996個）及び優先株式3,239,312株（議決権の数：3,239,312個）を取得し、同社の議決権所有割合合計38.0%を保有することとなりました。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第 4 期	第 5 期	第 6 期	第 7 期 (当連結会計年度)
	2018 年 3 月 期	2019 年 3 月 期	2020 年 3 月 期	2021 年 3 月 期
売 上 高 (千円)	204,668	376,111	456,343	127,864
経 常 利 益 (千円)	4,179	103,532	△12,341	△1,575,840
親会社株主に帰属する当期純利益 (△損失) (千円)	3,678	103,242	△29,320	△1,608,900
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	0.57	15.35	△4.17	△214.97
総 資 産 (千円)	206,720	931,006	1,402,334	1,540,339
純 資 産 (千円)	190,229	892,134	923,858	1,458,458

- 注 1. 第7期より連結計算書類を作成しております。第4期から第6期については金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として記載しております。
2. 2018年9月13日開催の取締役会決議により、2018年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、第4期の期首に行われたものとして、1株当たり当期純利益(△損失)を算定しております。

(6) 主要な事業内容、主要拠点等

当社グループは、AP（人工知覚）技術の研究、開発及び販売等を主たる事業内容としております。

当社グループの主要拠点は、以下のとおりであります。

①当社

東京都渋谷区（本社）

②子会社等

K u d a n V i s i o n株式会社：東京都渋谷区

Kudan Limited：Bristol, United Kingdom

Artisense Corporation：California, USA

Artisense GmbH：Munich, Germany

(7) 重要な子会社等の状況(2021年3月31日現在)

①重要な子会社の状況

名称	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
Kudan Limited	100英ポンド	100.0%	AP(人工知覚)技術の研究開発
K u d a n V i s i o n 株式会社	100,000円	100.0%	有価証券の取得、保有及び運用並びに投資業

②重要な関連会社の状況

名称	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
Artisense Corporation	5,985,334 米ドル	37.7%	AP(人工知覚)技術の研究開発
Artisense GmbH	25,000 ユーロ	37.7% (37.7%)	AP(人工知覚)技術の研究開発

注 出資比率の（）内には、間接保有割合を内数で記載しております。

(8) 従業員の状況(2021年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
38名	—

注 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は含みません。第7期（当連結会計年度）より、連結計算書類を作成し、当社グループ全体の従業員数を記載することとしておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

(9) 対処すべき課題等

当社グループの対処すべき課題等は、以下の項目と認識しております。なお、文中の将来に関する事項は、現時点において、当社が判断したものです。

① 開発体制の強化

当社グループにとっては、基盤技術及びソフトウェアの開発が不可欠であり、卓越した能力と専門分野を超えた応用力をもつ人材の確保、育成が必要と考えております。当社グループは、アーティセンス社との共同研究開発、資金調達による新規採用を含む施策によりこのような人材の育成及び確保に努めてまいります。

② 内部管理体制の強化

当社グループは、2011年1月設立の成長段階にある会社であり、また日本法人において英国子会社・米国子会社の管理を遠隔で行っているため、更なる内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。また、企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識し、業務の適正性、財務報告の信頼性確保、及び法令遵守の徹底を進め、その整備を実施いたしました。更なる業容の拡大を図るためには、内部管理体制の拡充を進める必要があります。事業の急速な拡大等に、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという事象が生じることのなきよう、拡充と機能向上に努めてまいります。

③ 全世界へのKudanSLAMの認知度向上

当社グループが従来より築いてきたAP（人工知覚）における専業独立企業としての独占的なシェアとポジションを維持・強化するとともに、今後も高い成長率を持続していくためには、全世界において「KudanSLAM」の認知度を向上させ、新規顧客を獲得することが必要不可欠であると考えております。当社グループの技術がインフラストラクチャーになるべく、先端技術企業が集積する北米におけるLiDAR等のセンサーメーカー・半導体メーカー・各種先端技術企業等とのパートナーシップの拡大、中国・日本における通信企業・自動車メーカー・ロボットメーカー等とのパートナーシップの拡大等、引き続きグローバルでの事業開発体制の構築を推進してまいります。

④ アーティセセンス社との事業統合

アーティセセンス社との事業統合による市場シェア・ポジションの強化が、当社グループの中長期における飛躍的な成長において必要不可欠であると考えております。代表取締役CEOである項大雨がアーティセセンス社取締役CEOを兼任することにより、Kudan SLAMとは異なるDirect Visual SLAMという別アプローチによる次世代アルゴリズムに加えて、Gaussian-Newton net (GN-Net) と呼ばれる深層学習との融合技術が強みとするアーティセセンス社とのグループ一体としての技術連携を加速し、アルゴリズム性能の更なる向上の実現を図るほか、より高度な技術応用と市場の開拓・拡大を目指してまいります。

(10) 主要な借入先及び借入額(2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

独ミュンヘン工科大学発コンピュータビジョン企業アーティセセンス社のグループ会社化

当社は、2020年7月1日、2段階目の株式取得としてアーティセセンス社の発行済株式総数の26.0%を追加取得し、累計38.0%を所有することとなり、同社を関連会社としてグループ会社化しました。第3回クロージングによるアーティセセンス社の株式の追加取得が実行された場合には、アーティセセンス社は当社の連結子会社となる予定です。

2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 26,000,000株

(2) 発行済株式総数 7,680,800株

(3) 株主数 8,369名

(4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
大野 智弘	3,039,200株	39.57%
UNION BANCAIRE PRIVEE	828,100株	10.78%
株式会社SBI証券	166,000株	2.16%
高橋 秀明	150,000株	1.95%
国際航業株式会社	106,500株	1.39%
BANK JULIUS BAER AND CO. LTD SINGAPORE CLIENTS	95,500株	1.24%
飯塚 健	82,200株	1.07%
株式会社日本カストディ銀行(信託 口)	61,600株	0.80%
DBS BANK LTD	51,000株	0.66%
日本アジアグループ株式会社	50,000株	0.65%

注 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概況

名 称	第2回 新株予約権	第5回 新株予約権	第8回 新株予約権
新 株 予 約 権 の 数	158個	120個	8 個
保 有 人 数	取締役（監査等委員を除く） 1 名	取締役（監査等委員を除く） 1 名	取締役（監査等委員） 1 名
目的となる株式の種類及び数(注)	普通株式 31,600株	普通株式 24,000株	普通株式 1,600株
新株予約権の行使価格	80,000円	80,000円	80,000円
新株予約権の行使期間	2018年7月1日～ 2026年6月24日	2019年3月31日～ 2027年3月13日	2019年6月29日～ 2027年6月13日
新株予約権の行使条件	原則、行使時において当社グループの役員又は従業員等であること（相続人による行使は認めない）	同左	同左

注 2018年9月13日開催の取締役会決議により、2018年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、当該分割による調整後の数であります。

(2) 当事業年度中に当社従業員等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	大 野 智 弘	Kudan Limited 代表取締役
代 表 取 締 役	項 大 雨	CEO Arteisense Corporation 取締役CEO
取 締 役	飯 塚 健	CFO K u d a n V i s i o n株式会社 代表 取締役
取締役（監査等委員）	美 澤 臣 一	コ・クリエーションパートナーズ株式会社 代表取締役 株式会社フロンティアインターナショナル 社外監査役 株式会社ザッパラス 社外取締役 JIG-SAW株式会社 取締役監査等委員
取締役（監査等委員）	鎌 田 寛 之	－
取締役（監査等委員）	村 井 孝 行	株式会社MIDベンチャーキャピタル 代表 取締役
取締役（監査等委員）	小 栗 久 典	弁護士法人内田・鮫島法律事務所 パート ナー 株式会社ハウテレビジョン 監査役

- 注1. 2020年6月23日開催の第6期定時株主総会終結の時をもって、井上瑞樹氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 取締役美澤臣一、鎌田寛之、村井孝行及び小栗久典は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 取締役（監査等委員）鎌田寛之、取締役（監査等委員）村井孝行は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために内部監査責任者を置いていることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

氏名	新役職名	旧役職名	異動年月日
美澤 臣一	取締役 （監査等委員）	取締役	2020年6月23日
項 大雨	代表取締役CEO	取締役COO	2020年11月6日

(2) 責任限定契約

取締役美澤臣一、取締役鎌田寛之、取締役村井孝行及び取締役小栗久典は、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社と賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額（その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限る）であります。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者の業務遂行に関して提訴された損害賠償請求による損害（争訟費用を含みます。）を、当該保険契約により填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び当社の子会社の全ての取締役であり、全ての被保険者の保険料を当社が全額負担しております。但し、犯罪行為や法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由を設けることにより、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(5) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

当社は、取締役会決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」といいます。）を定めております。その概要は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、会社全体の業績、業績に対する個々人の貢献度等を勘案して年額を決定し、その内容は全て固定の基本報酬（金銭報酬）のみとしております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第5回定時株主総会において年額200百万円以内（うち、社外取締役年額30百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は1名）です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第5回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、2020年6月23日開催の取締役会決議に基づき代表取締役である大野智弘に取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定することを委任しております。その権限の内容は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬（金銭報酬）の額の決定としております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役であり、かつ当社の創業者でもある大野智弘が最も適しているからであります。

④ 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額等

区	支給人数	報酬等の総額（基本報酬のみ）
取締役（監査等委員を除く）	5名	44,000千円（うち社外取締役 1名 900千円）
取締役（監査等委員）	4名	14,400千円（うち社外取締役 4名 14,400千円）

注．上記には、2020年6月23日開催の第6期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。

⑤ 当事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、上記③のとおり取締役会の委任に基づき代表取締役である大野智弘が決定したものでありますが、取締役会としましては、過年度の報酬等とも比較して当社の業績や当該業績に対する個々人の貢献を踏まえたものとなっており、上記①の決定方針に沿うものであると判断しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職等に関する事項

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	兼職先との関係
社外取締役 (監査等委員)	美 澤 臣 一	コ・クリエーションパートナーズ株式会社 代表取締役 株式会社フロンティアインターナショナル 社外監査役 株式会社ザッパラス 社外取締役 JIG-SAW株式会社 取締役監査等委員	特別な関係はありません。
	村 井 孝 行	株式会社MIDベンチャーキャピタル 代表取締役	特別な関係はありません。
	小 栗 久 典	弁護士法人内田・鮫島法律事務所 パートナー 株式会社ハウテレビジョン 監査役	特別な関係はありません。

② 社外取締役が期待される役割に関して行った職務の概要及び当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	期待される役割及び主な活動状況
取締役 (監査等委員)	美 澤 臣 一	当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、議案、審議等について必要な発言を適宜行っております。また、監査等委員就任後開催の監査等委員会の全回に出席し、上場会社の財務執行責任者を含む豊富な財務並びに会計の知見及び企業経営に関する経験に基づき、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	鎌 田 寛 之	当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、議案、審議等について必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度開催の監査等委員会の全回に出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地に基づき、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	村 井 孝 行	当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、議案、審議等について必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度開催の監査等委員会の全回に出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地に基づき、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	小 栗 久 典	当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、議案、審議等について必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度開催の監査等委員会の全回に出席し、弁護士・弁理士としての専門的見地に基づき、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

会計監査人の名称 E Y新日本有限責任監査法人

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 22,000千円

当事業年度に会計監査人に支払った非監査業務に係る報酬等の額 - 千円

当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の

利益の合計額 22,000千円

注1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び監査報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。

(2) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告します。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備及び運用状況に関する事項

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定めております。

(1) 内部統制システム構築指針

取締役及び従業員は、高い倫理観と良心をもって職務遂行にあたり、法令及び社内諸規定を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとるものとします。

なお、会社の業務執行の適法性・効率性を確保し、リスク管理に努めるために、この基本方針は経営環境の変化に応じて不断の見直しを図るものとします。

- (2) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の構築・維持については、監査等委員による取締役の業務執行の監視に加え、代表取締役の命を受けた内部監査担当者が、内部監査規定に基づき、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況の把握、監視等を定期的に行い、代表取締役に報告しております。

また、法令や社内規定上疑義のある行為等についてその情報を直接受領する内部通報制度を整備・運用しております。

- (3) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理部を管掌する取締役を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、文書管理規定に定められた期間保存・管理を行うものとしております。なお、取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとしております。

- (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理体制については、リスク管理規定に基づいて、管理部を管掌する取締役を担当役員とし、管理部をリスク責任部門としております。また、管理部は、具体的なリスクを想定、分類し、有事に備え、迅速かつ適切な情報伝達をはじめとする緊急体制を整備するものとし、定期的に取締役会に対してリスク管理に関する事項を報告するものとしております。なお、不測の事態が発生した場合には、代表取締役を部長とする対策本部を設置し、早期解決に向けた対策を講じるとともに、必要となる再発防止策を策定するものとしております。

- (5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全社的な事業計画を定めるものとし、各取締役は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定めるものとしております。これらの計画の達成に向けて予算管理を月次で行うほか、計画の進捗評価に用いる主要な指標については、部長会議において情報共有されております。また、稟議・決裁等のプロセスが明確化されているため、すべての業務レベルにおいて決定が迅速かつ適正に行われております。このような機関ないし会議体の機能と業務プロセスにおける位置付けに関しては、全役員及び社員の間で共通に認識されているため、計画の策定と推進、その進捗の評価が適正に行われる体制が整っております。

- (6) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査担当者が協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の従業員の設置が必要な場合は監査等委員がそれを指定できるものとしております。

- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員より監査業務にかかる指揮命令を受けた従業員は、所属する上長の指揮命令を受けないものとしております。また、当該従業員の人事異動及び人事考課を行う場合は、監査等委員の意見を聴取し、その意見を十分尊重して実施するものとしております。

- (8) 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

取締役及び使用人は、重大な法令違反及び著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったとき等は、遅滞なく監査等委員に報告するものとします。

監査等委員は必要に応じていつでも取締役に対し報告を求めることができるものとします。

- (9) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、監査等委員はいつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができ、取締役は社内の重要な会議への監査等委員の出席を拒めないものとしております。

また、監査等委員は、内部監査担当者及び会計監査人と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて顧問弁護士との意見交換等を実施するものとしております。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶するものとしております。

反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、管理部が対応を一元的に管理し、警察等関連機関とも連携し、組織全体で毅然とした対応を行う体制を整えております。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定めるとともに、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の整備、維持、向上を図っております。

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は、以下のとおりとなっております。

財務報告の有効性に関する評価、各部署における業務の統制状況並びに法令遵守の状況については、監査等委員会及び会計監査人と内部監査担当者が連携して計画的に実施する内部監査により検証しており、各々の検証結果については内部監査報告書として代表取締役及び監査等委員会に対し、報告を行っております。

監査等委員会は、経営に重大な影響を及ぼすリスクについて適切に対応しているか業務執行を行う取締役に適時確認しており、その検証結果は必要に応じて代表取締役に報告しております。

また、コンプライアンスに抵触する事態の発生を予防するため、全社員に対しコンプライアンスの教育・研修を継続的に実施し、コンプライアンス意識の定着と浸透を図っております。

連 結 計 算 書 類

連結貸借対照表（2021年3月31日現在）

（単位：千円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
流 動 資 産	1,359,662	流 動 負 債	81,881
現 金 及 び 預 金	1,230,979	買 掛 金	30,129
売 掛 金	75,609	未 払 金	6,392
た な 卸 資 産	24,955	預 り 金	2,247
そ の 他	28,117	未 払 費 用	10,459
固 定 資 産	180,677	前 受 金	2,291
有 形 固 定 資 産	0	未 払 法 人 税 等	23,301
建 物 附 属 設 備	0	受 注 損 失 引 当 金	3,988
工 具、器 具 及 び 備 品	0	そ の 他	3,072
車 両 運 搬 具	0	負債の部合計	81,881
投 資 そ の 他 の 資 産	180,677	（純 資 産 の 部）	
投 資 有 価 証 券	1,979	株 主 資 本	1,484,340
長 期 貸 付 金	176,753	資 本 金	1,620,355
差 入 保 証 金	1,943	資 本 剰 余 金	1,620,355
		利 益 剰 余 金	△1,755,918
		自 己 株 式	△ 452
		その他の包括利益累計額	△30,227
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△30,227
		新 株 予 約 権	4,344
		純資産の部合計	1,458,458
資産の部合計	1,540,339	負債及び純資産合計	1,540,339

連結損益計算書
(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		127,864
売 上 原 価		90,453
売 上 総 利 益		37,410
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		488,582
営 業 損 失		451,171
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	12,660	
為 替 差 益	96,705	
そ の 他	4,310	113,676
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,035	
支 払 手 数 料	2,088	
株 式 交 付 費	2,974	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	1,232,246	1,238,345
経 常 損 失		1,575,840
特 別 損 失		
持 分 変 動 損 益	4,227	
減 損 損 失	18,035	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2,026	24,289
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		1,600,129
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		8,771
当 期 純 損 失		1,608,900
親会社株主に帰属する当期純損失		1,608,900

連結株主資本等変動計算書
(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	510,316	510,316	△ 119,533	△ 335	900,764
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	1,110,039	1,110,039			2,220,078
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純損失			△1,608,900		△1,608,900
持分法適用会社の増加に 伴う利益剰余金減少高			△27,484		△27,484
自 己 株 式 の 取 得				△117	△117
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	1,110,039	1,110,039	△ 1,636,385	△ 117	583,576
当 期 末 残 高	1,620,355	1,620,355	△ 1,755,918	△ 452	1,484,340

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	△ 7,910	31,004	23,093	—	923,858
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					2,220,078
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純損失					△1,608,900
持分法適用会社の増加に 伴う利益剰余金減少高					△27,484
自 己 株 式 の 取 得					△117
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	7,910	△61,231	△53,320	4,344	△48,976
当 期 変 動 額 合 計	7,910	△61,231	△53,320	4,344	534,599
当 期 末 残 高	—	△30,227	△30,227	4,344	1,458,458

計 算 書 類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,158,579	流 動 負 債	61,315
現 金 及 び 預 金	845,192	未 払 金	25,517
売 掛 金	232,688	預 り 金	2,247
短 期 貸 付 金	55,360	未 払 費 用	8,027
未 収 消 費 税 等	17,930	前 受 金	2,291
そ の 他	7,407	未 払 法 人 税 等	23,231
固 定 資 産	371,785	負 債 合 計	61,315
有 形 固 定 資 産	0	(純 資 産 の 部)	
建 物 附 属 設 備	0	株 主 資 本	1,464,704
工 具、器 具 及 び 備 品	0	資 本 金	1,620,355
投 資 そ の 他 の 資 産	371,785	資 本 剰 余 金	1,620,355
投 資 有 価 証 券	1,979	資 本 準 備 金	1,620,355
関 係 会 社 株 式	21,568	利 益 剰 余 金	△1,775,554
長 期 貸 付 金	1,263,561	そ の 他 利 益 剰 余 金	△1,775,554
差 入 保 証 金	586	繰 越 利 益 剰 余 金	△1,775,554
そ の 他	15,216	自 己 株 式	△452
貸 倒 引 当 金	△931,125	新 株 予 約 権	4,344
		純 資 産 合 計	1,469,049
資 産 合 計	1,530,364	負債及び純資産合計	1,530,364

損益計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		292,226
売 上 原 価		—
売 上 総 利 益		292,226
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		342,488
営 業 損 失		50,261
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	21,754	
為 替 差 益	80,014	
そ の 他	119	101,888
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,613	
株 式 交 付 費	2,974	
そ の 他	511	6,098
経 常 利 益		45,527
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	797,066	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2,026	
減 損 損 失	2,870	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	930,201	1,732,165
税 引 前 当 期 純 損 失		1,686,638
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		8,404
当 期 純 損 失		1,695,043

株主資本等変動計算書
(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		資 本 準 備 金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	510,316	510,316	510,316	△80,511	△80,511	△335	939,786
当 期 変 動 額							
新株の発行	1,110,039	1,110,039	1,110,039				2,220,078
当期純損失				△1,695,043	△1,695,043		△1,695,043
自己株式の取得						△117	△117
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	1,110,039	1,110,039	1,110,039	△1,695,043	△1,695,043	△117	524,918
当 期 末 残 高	1,620,355	1,620,355	1,620,355	△1,775,554	△1,775,554	△452	1,464,704

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当 期 首 残 高	△7,910	△7,910	—	931,875
当 期 変 動 額				
新株の発行				2,220,078
当期純損失				△1,695,043
自己株式の取得				△117
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	7,910	7,910	4,344	12,255
当期変動額合計	7,910	7,910	4,344	537,173
当 期 末 残 高	—	—	4,344	1,469,049

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月31日

K u d a n 株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	定留	尚之	㊞
業務執行社員				
指定有限責任社員	公認会計士	伊東	朋	㊞
業務執行社員				

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、K u d a n 株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、K u d a n 株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月31日

K u d a n 株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	定留 尚之	⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊東 朋	⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、K u d a n 株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第7期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と関係の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月31日

K u d a n 株式会社 監査等委員会

監査等委員 鎌田 寛之 ㊞

監査等委員 村井 孝行 ㊞

監査等委員 小栗 久典 ㊞

監査等委員 美澤 臣一 ㊞

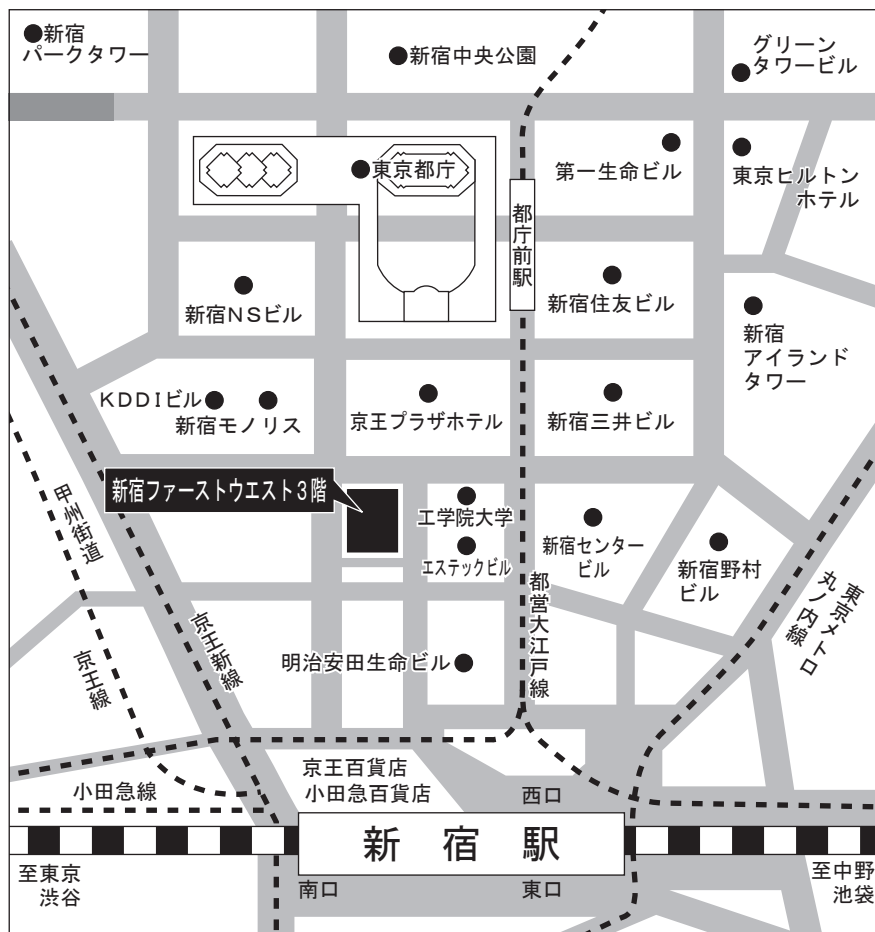
（注）監査等委員鎌田寛之、村井孝行、小栗久典及び美澤臣一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
「新宿ファーストウエスト」3階



(交通のご案内)

J R 「新宿駅」西口 徒歩5分

京王線、小田急線、東京メトロ丸ノ内線、都営新宿線「新宿駅」 徒歩5分